制度改正と留意事項

【制度のポイント】

・法令に基づく検査に合格し、**検査証**の交付を受けたうえで使用してください。

検査証は有効期間があり、期間以内に定期的な**性能検査**を受けなければ使用できません。

・**性能検査**においては、**構造部分**に**不備**がないことに加え、**過負荷防止装置を含む安全装置**が適切に機能することが確認されます。

・使用開始後、構造または性能に影響を及ぼす変更を行った場合は、**変更届**の提出を行い、**変更検査**を受けてください。

・**休止時**や**廃止時**には必要な手続きを行ってください。

【改正のポイント】

・**設計審査、製造時等検査、性能検査**及び**過負荷防止装置**の型式検定について、検査等の方法が厚生労働大臣告示により定められ、これにより実施されることとなります。

・**設計審査、製造時等検査が登録設計審査等機関**によって実施されるようになります。

・機関登録は、令和８年（2026年）４月から開始されます。

・登録設計審査等機関がない場合等は、従来どおり**行政機関**による審査・検査となります。

・制度改正の円滑な施行に向け、関係事業者、製造及び販売に携わる皆さまにおかれましては、適切な対応をお願いします。

製造・設置・使用の各段階において、遵守しなければならない主な事項を以下にまとめます。

【製造段階】

・製造者は、機械の構造、強度、安全装置、制御方法、使用条件、表示内容等、設計全体について構造規格への適合を確認してください。

・強度や安定性に問題がないこと、安全装置が正しく作動すること、定格荷重等を確認するとともに、必要な図面や計算書などの書類を適切に整備してください。

【設置段階】

・組立、解体等作業は指揮者を選任し、指揮者の指揮のもと作業に従事してください。
また、立入禁止の表示の徹底と、悪天候時の作業中止を厳守してください。

【使用段階】

・有効なクレーン検査証の原本を機内の適切な場所に常備してください。
また、運転席の見やすい場所に定格荷重表を掲示し、常に確認できる状態にしてください。

・年次・月次の自主検査記録を作成し、3年間保存してください。

・運転時は、該当する免許証または技能講習修了証を必ず携帯してください。

・作業前の点検を確実に実施してください。特に、ブレーキ、クラッチ、ワイヤロープ等の異常有無を確認し、安全作業を徹底してください。

・過負荷防止装置や巻過防止装置を無効にしての作業は禁止されています。

・つり荷の下や旋回範囲などの危険区域には、立ち入り禁止措置を講じてください。
また、荷をつり上げた状態で運転位置を離れることは、法令で禁止されています。

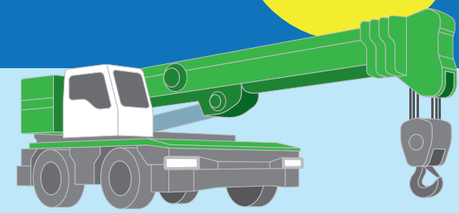
・移動式クレーンで作業を行う時は、アウトリガーを最大に張り出してください。

クレーン、移動式クレーン等の製造、輸入、設置及び使用に携わる皆さまへ

製造許可及び検査制度を遵守し、安全な使用を徹底しましょう

令和８年４月１日 制度改正施行

クレーン、移動式クレーン等は、重大な労働災害につながるおそれがある機械であり、法令に基づく製造許可及び検査制度により安全性が確保されます。
本制度をご理解の上、適法に製造・使用を行ってください。



対象となる機械等

- **クレーン**（つり上げ荷重３トン以上、スタッカー式クレーンにあっては１トン以上のもの）
- **デリック**（つり上げ荷重２トン以上のもの）
- **エレベーター**（積載荷重１トン以上のもの）
 ※ 一般公衆の用に供するもの等を除く。
- **建設用リフト**（ガイドレールの高さ１８メートル以上で積載荷重 0. 25 トン以上のもの）
- **移動式クレーン**（つり上げ荷重３トン以上のもの）
- **ゴンドラ**

※ これら該当する機械等を日本国内で使用する場合には、製造許可及び検査制度の対象となります。



製造許可、検査および検定の要否は、対象となる特定機械等の区分に応じて定められています。

クレーン / デリック / エレベーター / 建設用リフト

- ●**製造するとき** ▶製造許可、過負荷防止装置の型式検定
- ●**設置するとき** ▶設置届、落成検査
- ●**使用しているとき** ▶定期自主検査、性能検査
 ※定期自主検査は上記能力に関わらず必須です。
 ※建設用リフトは、制度上性能検査の対象外です。
- ●**変更するとき** ▶変更届、変更検査
- ●**休止するとき** ▶休止の報告
- ●**使用再開するとき** ▶使用再開検査
- ●**廃止するとき** ▶廃止届、検査証の返還

移動式クレーン / ゴンドラ

- ●**製造するとき** ▶製造許可、製造検査、過負荷防止装置の型式検定
- ●**輸入するとき** ▶使用検査、過負荷防止装置の型式検定
- ●**廃止したものを再び設置、使用する時** ▶使用検査
- ●**設置するとき** ▶設置報告書（移動式クレーン）▶設置届（ゴンドラ）
- ●**使用しているとき** ▶定期自主検査、性能検査
 ※定期自主検査は上記能力に関わらず必須です。
- ●**変更するとき** ▶変更届、変更検査
- ●**休止するとき** ▶休止の報告
- ●**使用再開するとき** ▶使用再開検査
- ●**廃止するとき** ▶廃止届、検査証の返還

制度の詳細は裏面をご確認ください▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

―製造許可および検査制度―

クレーン / デリック / エレベーター / 建設用リフト

製造するとき

過負荷防止装置　型式検定
※製造する時、輸入する時はあらかじめ登録型式検定機関による、過負荷防止装置の型式検定を受けてください。
◎クレーン・移動式クレーン

↓ 設計審査

製　造　許　可
設計審査の結果
製造設備の審査

製造しようとするときは、あらかじめ、所轄都道府県労働局長に製造許可を受けてください。

設計審査は、法改正によって、登録設計審査等機関が行うこととなりました。
製造許可申請は、労働局に対し、登録設計審査等機関による設計審査の結果を示した書面を添付して行ってください。

◎登録設計審査等機関がない場合等は、設計審査はこれまでどおり都道府県労働局長が行います。また、製造時等検査も同様です。

↓

設置するとき

↓ 設置届

設置工事開始の 30 日前までに、所轄労働基準監督署長に設置届を提出してください。

↓ 落成検査

設置後、使用する前に所轄労働基準監督署長による落成検査を受けてください。

↓ 検査証交付

落成検査に合格した場合、検査証が交付されます。

↓

使用するとき

作業開始前の点検を実施してください。
気象条件等を十分に確認し、必要に応じて運転を中止するとともに、事故防止のための適切な措置および点検を行ってください。

↓

定期自主検査

1 か月以内ごとに 1 回、自主検査を行ってください。

1 年以内ごとに 1 回、自主検査を行ってください。
◎建設用リフトは除く

↓

性能検査

検査証の有効期間の更新のため、有効期間満了日前に登録性能検査機関による性能検査を受けてください。
有効期間満了日を過ぎた場合は使用できません。
有効期間は以下となります。
クレーン (3t 以上)：2 年
デリック (2t 以上)：2 年
エレベーター　　：1 年
建設用リフト　　：交付から廃止まで有効

移動式クレーン / ゴンドラ

輸入するとき

↓ **指定外国検査機関による検査を受検**

外国において指定外国検査機関の検査を受け、構造規格に適合していることを明らかにした基準等適合証明書の発行を受けることができます。

製造するとき

↓ 設計審査

製　造　許　可
設計審査の結果
製造設備の審査

廃止したものを再び設置・使用するとき または有効期間が切れたとき

製造時等検査
使用検査　／　製造検査　／　使用検査

登録設計審査等機関による使用検査を受ける必要があります。使用検査申請書に指定外国検査機関が発行する基準等適合証明書を添付した場合は、実機の検査や強度計算の確認など検査項目の一部を省略することができます。

製造時等検査に合格した場合、検査証が交付されます。

↓ 検査証交付

↓

設置するとき

↓

移動式クレーンは、設置しようとする時、あらかじめ、所轄労働基準監督署長に設置報告書を提出してください。

設置報告書、設置届

↓

使用するとき

作業開始前の点検を実施してください。気象条件等を十分に確認し、必要に応じて運転を中止するとともに、事故防止のための適切な措置および点検を行ってください。

1か月以内ごとに1回、自主検査を行ってください。

ゴンドラは、設置工事開始の30日前までに、所轄労働基準監督署長に設置届を提出してください。

↓

定期自主検査

1 年以内ごとに 1 回、自主検査を行ってください。 ◎ゴンドラは除く

↓

性能検査

検査証の有効期間の更新のため、有効期間満了日前に登録性能検査機関による性能検査を受けてください。有効期間満了日を過ぎた場合は使用できません。
有効期間は以下となります。
移動式クレーン (3t 以上)：2 年
ゴンドラ　　：1 年

申請先・検査実施者

- 所轄都道府県労働局長
- 所轄労働基準監督署長
- 登録設計審査等機関
- 指定外国検査機関
- 登録性能検査機関
- 登録型式検定機関

（所属地域の区分に登録設計審査等機関がない場合は、所轄都道府県労働局長）

変更、休止、廃止に必要な手続き

変更するとき

変更届
能力、性能、構造等に関係する変更をしようとするときは、所轄労働基準監督署長に変更届を提出してください。

↓

変更検査
変更を行った場合は、所轄労働基準監督署長による変更検査を受けてください。

休止するとき

休止の報告
有効期間を超えて休止するときは有効期間中に所轄労働基準監督署長に休止の報告を行ってください。

↓

使用再開検査
使用を再開しようとするときは所轄労働基準監督署長による使用再開検査を受けてください。

廃止するとき

検査証の返還
廃止したときは所轄労働基準監督署長に検査証を返還してください。